前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成19年3月5日(月)午後1時30分~午後4時00分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(五十音順)

(委員)

青木公夫委員,家坂清子委員,関根正喜委員,田崎美津江委員,中村喜美郎委員,樋口隆明委員,福岡右武委員,松本茂基委員,横島庄治委員(以上9人)

(説明者(前橋地方裁判所))

久我泰博部総括判事,渡部高士刑事首席書記官

(事務担当者)

高野淳之事務局長,吉武雅人首席家裁調査官,伊東靜司首席書記官,福永浩之事務局次長,助川政浩総務課長,齋藤辰男総務課課長補佐

4 意見交換

テーマ「裁判員制度について」に関し、模擬裁判を実施し、各委員は、裁判 官役及び裁判員役としてこれに参加し、審理、評議を経て判決宣告まで体験した た上で意見交換をした。

裁判員が法廷で被告人に質問をする際には,ある程度,経緯についての質問とか,ポイントを三つくらいに絞って,事実の確認とか,あるいは被害者の救済とか,再犯防止とか,ある程度項目ごとにしていただいた方が質問がしやすい。

プロであれば相手が何を思って聞いているなというのが分かるとは思うが,本 当の素人が質問するとなると難しい。

模擬裁判の中で裁判長が、公判前整理手続の内容を報告する場面があったが、 それを聞けば裁判員も、どういう事が争点になっているかということが大体分かるのか。

要旨の告知の仕方を工夫しないといけない。

スクリーンを使っていたが、あれは現実の裁判でもやる予定はあるのか。

裁判所としては、今の刑事裁判ではやっていないが、裁判員裁判では、やるよ

うになると思う。

公判前整理手続の裁判員と裁判官は,事前の情報の取扱いに差,つまり,3人の裁判官が整理手続に入って事前に承知していることを,それと同等の材料が裁判員にも渡される制度なのか,必要なところを斟酌して渡すのか。

そもそも合議の一員である裁判員と裁判官の情報に格差があってよいのか。 情報は対等になっていた方が,公判廷そのものの合理性というか,維持も合理的 に進めると思う。

裁判所として、公判前整理手続で犯罪事実について心証を取るということはないので、心証取るためには裁判員も裁判官も同じスタートラインに立っているということで理解願いたい。

争点がはっきりしている事件でも、それだけ見せられても読み取れないと思うので、裁判員にはかみ砕いて教えてもらった方がいいと思う。

公判前整理手続の要旨を告知については、工夫する必要があると思う。

法律の専門家でない人が選ばれて裁判員になっても,いざ法廷で今日のような質問ができるかは,厳しいと思う。前もってある程度の知識を入れておいた方がいいと思うし,このままだと,一般人が余りにも聞き役だけで終わってしまうような気がする。

量刑について一番判断に迷った。裁判官は今までの判例を参考に判断するのだと思うが、素人では判断材料もなく、被害者の家族のことを考えてみると、3年とか5年ではとっても死の代償にはならないし、本当に決めにくい。今後、裁判員に選ばれた人たちは大変だろうなと思う。

その一般の方の感覚というものを取り入れるために裁判員制度ができたと思う。 裁判員制度に切り替わった当初は特に大変だと思うが、段々、自然に在り方と いうものが形成されてくると思う。

裁判員裁判で心配な面を言うと,審理の内容よりも実際問題として大変なのは 裁判員の選任の方だと思う。

テスト期間というか,模擬で裁判員選任をやることはないのか。

選任の模擬はやっていないので,これからやって,検証していかなければならないと思う。

今回の模擬裁判は1時間ちょっとであったが,皆さんはとても疲れたと思う。

候補者がどれだけ集まるかという心配は分かるが,やっぱり選任された一般の方のリカバリーというか,そういった点をもう少し考えてほしいと思う。

以 上